

(参考様式6－3)

基礎研修修了者を児童指導員等として
配置し計画作成業務に従事させる場合

個別支援計画作成業務従事届出書

① 令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者職・氏名

下記の者について、児童指導員等として配置し、個別支援計画の作成業務に従事させることを
届け出ます。また、6月経過後、速やかに研修を修了させることを誓約いたします。

記

1 実務経験を満たした上で児童発達支援管理責任者基礎研修修了者となった次の者を、個別支援計画作成業務に従事させますが、従事させてから6月を経過した日以降で「児童発達支援管理責任者実践研修」を修了させます。

2 (基礎研修修了者となった年月日) 令和 年 月 日

(個別支援計画作成業務に従事させた年月日) 令和 年 月 日 ②

(実践研修受講可能日) 令和 年 月 日

(個別支援計画作成業務従事者の氏名)

(児童指導員等の職種)

※基礎研修修了者とは、相談支援従事者初任者研修(講義部分)及び児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した者
※児童発達支援管理責任者実践研修を修了した後、速やかに、修了証書を提出すること。
※当該児童指導員等以外に人員配置基準上必要な児童発達支援管理責任者を配置している場合に限り、児童指導員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(利用者への面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、児童発達支援管理責任者が開催する個別支援会議に参加する等)に従事させることが可能である。

指定権者確認欄(指定権者が記入します。)

研修名	修了年月日
児童発達支援管理責任者実践研修	

(参考様式6－3)

基礎研修修了者を2人目以降
として配置する場合

個別支援計画作成業務従事届出書

岡山県知事 殿

③ 令和 年 月 日

申請者 所在地
名 称
代表者職・氏名

下記の者について、2人目以降の児童発達支援管理責任者として配置し、個別支援計画の作成業務に従事させることを届け出ます。また、6月経過後、速やかに研修を修了させることを誓約いたします。

記

1 実務経験を満たした上で児童発達支援管理責任者基礎研修修了者となった次の者を、2人目以降の児童発達支援管理責任者として配置し、個別支援計画作成業務に従事させますが、配置から6月を経過した日以降で「児童発達支援管理責任者実践研修」を修了させます。

2 (基礎研修修了者となった年月日) 令和 年 月 日
(児童発達支援管理責任者として配置した年月日) 令和 年 月 日 ④
(実践研修受講可能日) 令和 年 月 日
(児童発達支援管理責任者の氏名)

※基礎研修修了者とは、相談支援従事者初任者研修(講義部分)及び児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した者
※児童発達支援管理責任者実践研修を修了した後、速やかに、修了証書を提出すること。
※個別支援計画作成業務は、原案の作成までの一連の業務(利用者への面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、1人目の児童発達支援管理責任者が開催する個別支援会議に参加する等)に限る。

指定権者確認欄(指定権者が記入します。)

研修名	修了年月日
児童発達支援管理責任者実践研修	

暫定配置に係る誓約書

⑤ 令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者職・氏名

やむを得ない理由により児童発達支援管理責任者が欠けたため、要件を満たさない者を暫定的に配置しますが、要件を満たす者を期限までに配置することを次のとおり誓約します。

記

- 1 (1) 1年間のみなし配置が可能な場合(※1)
実務経験の要件を満たしているが研修の要件を満たしていない次の者を、児童発達支援管理責任者として暫定的に配置しますが、令和 年 月 日までに、実務要件及び研修要件を満たす者を配置します。
- (2) 2年間のみなし配置が可能な場合(※2)
次の事項の全てに該当する者を、児童発達支援管理責任者として暫定的に配置しますが、令和 年 月 日までに、実務要件及び研修要件を満たす者を配置します。
- ・実務経験要件を満たしていること
 - ・児童発達支援管理責任者が欠如した時点で、既に基礎研修修了者であること
 - ・児童発達支援管理責任者が欠如する以前から、当該事業所に配置されていること
- 2 やむを得ない事由について下欄に記載すること。

(事由発生日) 令和 年 月 日

(児童発達支援管理責任者の氏名)

- ※1 実務経験を満たした者を児童発達支援管理責任者として暫定配置した場合、次のいずれかの日から6月を経過した日以降で、実践研修を受講することが可能である。
実践研修(必要に応じ基礎研修)を修了した際は、速やかに修了証の写しを提出すること。
- ① 暫定配置した時点で既に基礎研修を修了済みの者(採用又は異動等) 暫定配置した日
- ② 暫定配置した時点で基礎研修を修了していない者 基礎研修を修了した日
- ※2 実務経験を満たして基礎研修を修了した者を児童発達支援管理責任者として暫定配置した場合、配置した日から6月を経過した日以降で、実践研修を受講することが可能である。
実践研修を修了した際は、速やかに修了証の写しを提出すること。

指定権者確認欄(指定権者が記入します。)

研修名	修了年月日
児童発達支援管理責任者基礎研修	
児童発達支援管理責任者実践研修	

様式第3号(第4条関係)

變更届出書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
(施設の設置者) 名称
代表者の氏名

次のとおり指定に係る事項を変更したので、児童福祉法(昭和22年法律第
の規定により届け出ます。

第 21 条 の 5 の 20 第 3 項

第 24 条 の 13 第 3 項

[illegible]

備考 1 該当する事項の番号に○を付してください。
2 変更内容がわかる書類を添付してください。
3 変更の日から10日以内に届け出てください。

受 (県)	付 民	印 局)
----------	--------	---------